

# 相模原市の地域の団体等における個人情報の取扱いについて

個人情報保護法が施行されて以来、個人情報についての意識が高まる一方、個人情報の保護に関する不安や疑問により、過剰ともいえる反応も見受けられます。

ここでは、個人情報の保護と利用についてのいくつかのポイントをお示ししますので、個人情報の保護と適切な利用の参考にしてください。

## Q. 個人情報保護法って、どんな法律ですか？

A. 個人情報保護法は、基本理念等の基本法制を定めた部分と個人情報を取り扱う一定の事業者（「個人情報取扱事業者」）に対する義務等を定めた部分から構成されます。

法の目的には、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」とあり、「個人の権利利益の保護」と「個人情報の有用性」とのバランスを図ることを目的としています。

## Q. 地域の団体等で名簿を作る場合には、個人情報保護法が適用されますか？

A. 個人情報保護法の義務規定の対象となる、「個人情報取扱事業者」に該当しない場合は、個人情報保護法の規制の対象となりません。（「個人情報取扱事業者」とは、5,000人分を超える個人情報をその事業活動に利用している者です。）

しかし、個人情報保護法第3条では、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」とされていますので、個人情報取扱事業者ではなくても、個人情報の取扱いについては、慎重な対応が求められます。

## Q. 名簿を作成したいのですが、一部の人から同意が得られていません。この状態で名簿を作成することは可能でしょうか？

A. 名簿の必要性、利用目的などを説明し、それでも同意を得られない場合は、同意を得られた方だけの名簿を作成することとなります。また、一部の個人情報について名簿に掲載することに同意を得られた場合は、その部分だけ掲載することも可能です。

また、名簿の利用目的、取得する個人情報の項目によっては、提供者の不安を解消するために、名簿を会員に配布せずに、執行部で保管することも考えられます。

実際に地域の団体等が名簿を作成する際には、次ページ『相模原市の地域の団体等における名簿作成の留意点』を参考にしてください。

# 相模原市の地域の団体等における名簿作成の留意点

- ① 個人情報を取得する際には、非常時の連絡網として利用するためなど、個人情報を取扱う利用目的をできる限り特定し、本人の理解を求めたうえで収集します。
- ② 個人情報を書面で取得する場合は、その書面に利用目的を明記して取得します。
- ③ 取得する個人情報は、利用目的を達成するのに必要最低限のものとしします。
- ④ 名簿を会員に配布する場合は（第三者への提供となります。）、配布先を明らかにして、あらかじめ本人の同意を得るようにします。当初から会員に配布する予定がある場合は、利用目的に、会員に配布することを明記すれば、後日あらためて本人同意を得る必要はありません。
- ⑤ 全員の同意を得られない場合も、同意が得られた人のみを載せたり、一部の項目のみ同意が得られた人については、同意が得られた項目のみを載せたり、同意が得られた範囲で名簿を作成することはできます。
- ⑥ 名簿を会員に配布する場合は、利用目的を記載し、利用目的以外に使用しないこと、むやみに会員以外に見せたり渡したり（第三者への提供をしないこと）、複写したりしないこと等、管理方法を名簿に明記します。
- ⑦ 名簿が不要となったときは、作成した団体等に返却するか、読めないように裁断するなどの配慮のうえ廃棄するなど、処分方法を名簿に明記します。

これらのポイントを参考に、情報の範囲、利用目的など、個人情報の適正な取扱いについて皆さんで話し合い、個人情報を上手に利用することが大切です。

作成 平成23年2月  
相模原市総務局総務部情報公開課（情報公開班）  
電話 042（769）8331